

府政土第 233 号  
令和 5 年 9 月 11 日

岐阜県知事 殿

内閣府政策統括官（重要土地担当）  
（公印省略）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 5 条第 1 項に基づく注視区域及び同法第 12 条第 1 項に基づく特別注視区域の指定（案）について

標記については、本日、重要施設及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 14 条に規定する土地等利用状況審議会において区域指定に係る検討を行ったところですが、今後、法第 5 条第 1 項に規定する注視区域及び法第 12 条第 1 項に規定する特別注視区域の指定（以下「区域指定」という。）の具体的内容を検討していくこととなります。

つきましては、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（令和 4 年 9 月 16 日閣議決定）に基づき、区域指定が見込まれる区域の実情を把握するため、別案について、当該区域が属する都道府県及び市区町村から意見を聴取することとしますので、御意見がありましたら、10 月 13 日（金）までに御回答いただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、御担当者宛に別途連絡いたします。

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 11 日

関係地方公共団体 御担当者各位

内閣府政策統括官  
(重要土地担当) 付

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 5 条第 1 項に基づく注視区域及び同法第 12 条第 1 項に基づく特別注視区域の指定 (案) について

令和 5 年 9 月 11 日付け府政土第 233 号にて依頼した件については、別紙 1 を参照の上、御確認いただくようお願いします。

期限までに回答がない場合は、恐れ入りますが御意見なしとさせていただきます。

あわせて、区域の案が所在する地域の町字のリストを同封しておりますので、別紙 2 を参照の上、御確認いただき、同日までに修正等をお願いいたします。

なお、いただいた回答について、必要に応じて質問等をさせていただきます場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。

(同封資料)

1. 施行通知 (令和 4 年 9 月 20 日府政土第 61 号。法律、政令、基本方針及び内閣府令を含む。)、第 6 回審議会資料
  2. 区域図 (案) (参考資料として、拡大図 (案) も添付します。)
  3. 区域が所在する地域の町字リスト
- ※ 同封資料のうち、2 と 3 につきましては、今後の検討に係る資料や検討・調整段階の資料となりますので、公表はお控えいただきますよう、お願いいたします。

(連絡先)

内閣府政策統括官 (重要土地担当) 付

企 画 官 宮 田

参事官補佐 藤代

電 話 03-6807-3414

メール juyotochi.y4m@cao.go.jp

H P <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>

## 聴取する意見の内容について

内閣府として意見を伺いたい内容は、関係地方公共団体が認知されている、例えば以下のような地域の実情に関する事項となります（令和4年9月20日府政土第61号参照）。

意見の提出に当たっては、該当する計画書等の写しや、関係地方公共団体において保有・管理されている地形図や航空写真の写し等を根拠資料として添付いただきますよう、お願いいたします。

## 1 区域の範囲に係る地理的情報

- 区域図（案）の外縁の近傍に所在し、地形図には反映されていない地物に関する情報（新たに建設された道路や橋梁、新たに開削された水路、埋立てや自然災害、大規模造成等に伴う地形の変化（崖地化）など）
- 町字等の情報  
別紙2を参照

## 2 開発計画・開発行為の情報

- 区域図（案）又はその周辺であって、現状は更地や森林など市街地化されていない地域における、将来の市街地化等の計画・見込みに関する情報  
（大規模な分譲計画や集落の大規模な移転の予定、大型商業施設等の建設計画、鉄道や高速道路の建設計画など）
- 区域図（案）又はその周辺における、風力発電施設、タワーマンション、山頂展望台などの高層建造物の建設計画の有無に関する情報

## 3 その他、区域の外縁設定等の参考となる情報

- 関係地方公共団体が認知されている、区域図（案）の内部又は区域図（案）の外縁の近傍において過去に発生した、基本方針第4の2（1）の例示に該当すると思われる行為に関する情報

## 町字名の確認について

一般に公表されているデータを元に、区域内に所在する町字の情報をリスト化しております。

町字の名称は、デジタル庁において整備を進めている「アドレス・ベース・レジストリ」の「町字マスターデータセット」

(<https://catalog.registries.digital.go.jp/rc/dataset/>) を元にしておりますが、一部は不動産登記情報の「地番区域」を用いている場合があります。

リストを確認いただき、地方公共団体で把握されている最新の情報と齟齬（区域内に所在する町字の過不足、誤字や分割統合による新設・消滅等）がありましたら、指摘・修正いただきますよう、お願いいたします。

府政土第 61 号  
令和 4 年 9 月 20 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（重要土地担当）  
（公印省略）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に係る地方公共団体の業務に関連する事項について

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号。以下「法」という。別添 1 参照）」は、令和 3 年 6 月 23 日に公布（令和 4 年 6 月 1 日一部施行）され、本日付けで全面施行されました。

また、令和 4 年 9 月 16 日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 308 号。以下「政令」という。別添 2 参照）」及び「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。別添 3 参照）」が閣議決定され、政令及び「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則（令和 4 年内閣府令第 56 号。別添 4 参照）」については、いずれも同日付けで公布、本日付けで施行されました。

基本方針第 1. 1 のとおり、本法は安全保障上重要な土地及び建物（以下「土地等」という。）の利用状況を調査し、不適切な利用行為を規制することを可能とする新たな法制度となります。貴職におかれましては、法令及び基本方針の趣旨を踏まえ、下記事項に御対応いただくとともに、貴管内の市区町村に対する周知をお願いします。

## 記

### 1 区域指定関係

法第 5 条第 1 項に基づき、内閣総理大臣は、重要施設（法第 2 条第 2 項に規定する重要施設をいう。以下同じ。）の敷地の周囲おおむね 1,000 メートルの区域内及び国境離島等（法第 2 条第 3 項に規定する国境離島等をいう。以下同じ。）の区域内の区域で、その区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができることとされ

ている。

また、法第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（同条同項に規定する特定重要施設をいう。以下同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（同条同項に規定する特定国境離島等をいう。以下同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとされている。

これら注視区域及び特別注視区域の指定（以下「区域指定」という。）は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会（法第14条に規定する土地等利用状況審議会をいう。）の意見を聴いた上で行うこととされている。

(1) 区域指定前の関係地方公共団体に対する意見聴取（基本方針第2.1関係）

区域指定については、衆議院及び参議院の附帯決議において、当該区域に属する地方公共団体からの意見聴取について記載されたことを受け、基本方針第2.1において、区域指定に当たって、あらかじめ、関係地方公共団体（区域指定に係る区域が所在する都道府県及び市区町村をいう。以下1において同じ。）の意見を聴取することとされている。

これは、区域指定は我が国の安全保障のための措置であり、国が責任をもって判断し、実施する必要がある一方、法に基づく措置を実施するに当たって地域の実情を把握することは重要であることから、区域指定に先立って、区域指定が見込まれる区域の実情、例えば、区域の範囲に係る地理的情報（町字等の情報を含む。）や開発計画・開発行為の情報などに精通する関係地方公共団体から意見を聴くこととしたものである。なお、意見の聴取に当たっては、客観的根拠を併せて求めることとなる。

(2) 区域指定後の通知（法第5条及び第12条関係）

法第5条第3項及び第5項並びに法第12条第3項及び第5項に基づき、内閣総理大臣は、区域指定を行う場合には、その旨及びその区域を官報で公示するとともに、速やかに、その指定された区域及び指定の事由を関係地方公共団体の長に通知することとされている。

これは、区域指定を広く国民に公表する重要な手続きであるとともに、関係地方公共団体において、区域指定後に想定される法第7条に基づく情報提供依頼等に迅速かつ円滑に対応することができるよう、所要の手続きを規定したものである。

(3) 区域指定に係る地方公共団体の所有する土地の取扱い（基本方針第2.2及び3関係）

本法において、特定の土地を区域指定の対象から除く規定は置かれていない

ところ、基本方針第2. 2及び3において、国境離島等の区域指定の対象は、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものとされている。

これは、国及び地方公共団体が所有する土地のみが所在する国境離島等については、当該土地の利用者（法第4条第2項第4号に規定する「利用者」をいう。以下同じ。）が当該土地を機能阻害行為の用に供するとは想定しがたいことから、当該土地のみが所在する国境離島等を区域指定の対象としないこととしたものである。

ただし、当該土地の国及び地方公共団体以外の者への売却など、当該土地のみが所在する国境離島等の状況に変化が見込まれる場合には、区域指定の対象とするか否かを検討する必要がある。

このため、当該土地のみが所在する国境離島等において土地を所有する地方公共団体におかれては、上記の趣旨を十分御理解の上、その所有する土地の状況について、適宜内閣府と情報共有されたい。

なお、該当する地方公共団体に対しては、内閣府より別途通知することを申し添える。

## 2 利用者等関係情報の提供（法第7条関係）

法第7条第1項に基づき、内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関（以下「関係行政機関等」という。）に対して、同項に規定する情報の提供を求めることができるとされている。また、情報提供の求めを受けた関係行政機関等は、内閣総理大臣にその情報を提供するものとされている。

これは、区域指定に係る区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するため、基本方針第3. 1のとおり、土地等の利用者その他の関係者に関する情報が記載された不動産登記簿等の公簿や各種法令に基づく届出書（以下「公簿等」という。）を保有する関係行政機関等に対し、その情報提供を依頼することとしたものである。

なお、本件及び5（1）については、公簿等の制度を所掌する関係行政機関に対し、別途協力を依頼することを申し添える。

## 3 収用委員会に対する裁決申請（法第10条関係）

法第10条第1項に基づき、内閣総理大臣は、法第9条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令（以下「勧告等」という。）を受けた者が当該勧告等に係る措置をとったことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとされている。この損失の補償は、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならないが、当該協議が成立しない場合に、内閣総理大臣又は損失

を受けた者は、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）により都道府県に設置される収用委員会に対し、土地収用法第 94 条第 2 項の規定による裁決を申請することができることとされている。

裁決申請を受けた都道府県に設置される収用委員会におかれては、当該手続の実施について、適切に対応されたい。

#### 4 届出の対象となる契約の例外（法第 13 条関係）

法第 13 条第 1 項において、特別注視区域内にある 200 平方メートル以上の土地等に関する所有権（所有権の取得を目的とする予約完結権及び買戻権を含む。以下「所有権等」という。）の移転又は設定をする契約を締結する場合には、当事者は、同項各号に掲げる事項を、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならないこととされている。

一方、土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合には、契約の当事者双方ともに、この届出義務を免除することとされている。

これは、これらの者が土地等に関する所有権等を取得する場合には、特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることは想定しがたく、届出義務を課す必要性に乏しいことから、届出義務が免除されているものである。ただし、これらの者が土地等に関する所有権等を譲り渡す場合は届出を行う必要があるので、留意されたい。

#### 5 関係行政機関等の協力（法第 22 条関係）

##### （1）全般

法第 22 条に基づき、内閣総理大臣は、本法の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができることとされている。

これは、勧告等の措置を講じるべきか否かを判断するに当たり、個別具体の状況に応じ、地域の実情を把握している関係行政機関等の有する知見を取り入れる必要があることなど、本法の目的を達成するために関係行政機関等の協力が適当な場合があることから、関係行政機関等に協力を求める根拠規定を置いたものである。

##### （2）法制度、区域指定等の周知

本法の趣旨、区域指定、届出制度等の周知については、一義的には、本法を所掌する内閣府が行うこととなるが、住民生活に密接した業務を行う地方公共団体においても、広報誌への制度紹介記事の掲載、官公署におけるリーフレットの配置等、可能な範囲で協力願いたい。